令和８年議案第６０号

江南市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

江南市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。

令和８年８月２６日提出

江南市教育委員会
教育長　高田　和明

提案理由

この案を提出するのは、公共施設の利用に係る受益と負担の公平性の観点から、江南市立公民館の光熱水費に係る利用者負担額を見直す必要があるからであります。

江南市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）

江南市立公民館の管理及び運営に関する規則（平成２年教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表中「９０円」を「１１０円」に、「１１０円」を「１３０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年４月１日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の施設の利用の許可を受けた者からは、この規則による改正前の江南市立公民館の管理及び運営に関する規則の規定にかかわらず、施行日前においても当該施設の利用に係るこの規則による改正後の江南市立公民館の管理及び運営に関する規則に定める額の光熱水費を徴収することができる。

（参　考）

江南市立公民館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則（案）の新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th></tr>
<tr><td>
（光熱水費の負担）

第6条　　（略）

2　利用者は、別表に定める負担額を利用しようとする日までに納付しなければならない。

別表（第6条関係）
<table>
<tr><th rowspan="2">設備</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="2">光熱水費の負担額</th></tr>
<tr><td>午前9時から午前11時まで
午前11時から午後1時まで
午後1時から午後3時まで
午後3時から午後5時まで
午後5時から午後7時まで</td><td>午後7時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2時間につき</td><td>2時間30分につき</td></tr>
<tr><td>古知野東公民館
実習室調理台</td><td rowspan="2">１台</td><td rowspan="2">110円</td><td rowspan="2">130円</td></tr>
<tr><td>古知野西公民館
実習室調理台</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

旧

（光熱水費の負担）

第6条　　（略）

2　利用者は、別表に定める負担額を利用しようとする日までに納付しなければならない。

別表（第6条関係）

<table>
<tr><td rowspan="2">設備</td><td rowspan="2">単位</td><td colspan="2">光熱水費の負担額</td></tr>
<tr><td>午前9時から午前11時まで
午前11時から午後1時まで
午後1時から午後3時まで
午後3時から午後5時まで
午後5時から午後7時まで</td><td>午後7時から午後9時30分まで</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>2時間につき</td><td>2時間30分につき</td></tr>
<tr><td>古知野東公民館
実習室調理台</td><td rowspan="2">1台</td><td rowspan="2">90円</td><td rowspan="2">110円</td></tr>
<tr><td>古知野西公民館
実習室調理台</td></tr>
</table>

令和８年議案第６１号

令和８年度教育委員会点検・評価報告書（令和７年度対象）について

令和８年度教育委員会点検・評価報告書（令和７年度対象）について、学識経験者の意見をとりまとめたので、江南市教育委員会の議決を求める。

令和８年８月２６日提出

江南市教育委員会
教育長　高田　和明

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を、議会に提出するとともに、公表する必要があるからであります。

令和８年議案第６２号

「〇（えん）結びマルシェ」の後援名義使用について

別紙の者より江南市教育委員会後援名義使用承認申込書の提出がありましたので、江南市教育委員会の後援名義使用に関する要綱第３条第１項の規定に基づき江南市教育委員会の承認を求める。

令和８年８月２６日提出

江南市教育委員会
教育長　高田　和明

提案理由

この案を提出するのは、江南市教育委員会の後援名義使用承認申込書を受理したからであります。